

ハイレベル政治フォーラムに向けた
日本市民社会によるレポート

SDGs

に関する日本の現状と
政策・実施
メカニズムの在り方

2017年5月

(一社)SDGs市民社会ネットワーク(SDGsジャパン)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



本レポートの位置づけ

2015年9月に持続可能な開発目標(SDGs)を含む2030アジェンダが採択されてから、日本においてもそれまで培ってきた市民社会のネットワークを活かし、日本におけるSDGs実施を確実にするために一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク(以下「SDGsジャパン」とします。)を立ち上げ、積極的に活動を展開してきています。

SDGsの達成期限である2030年に向け、SDGsジャパンは、持続可能で誰一人取り残されない包摂的な社会の実現のために、具体的な第一歩として、政府による「SDGs実施指針」の策定プロセスに積極的に関わり、提言をおこなってきました。

2017年国連にて開催される「ハイレベル政治フォーラム」において、日本政府が自発的国別レビューに参加することとなり、それを歓迎するとともに、SDGsジャパンとしてこれまでのSDGsの実施状況に関してできる限り包括的かつ簡潔に評価するために、本レポートを作成しました。

本レポートのうち、日本のSDGs政策およびその実施メカニズムについては、SDGsジャパンの事業統括会議にて執筆し、内容を確認しました。また、各分野については、SDGsジャパンの分野ごとの「事業ユニット」が執筆しました。指針策定からHLPFまでの短期間の中で、できる限り包括的に作成することを目指しました。一方、全体・分野別報告の作成に活用した手法や評価軸は分野ごとに異なり、必ずしも確たるデータや方法論に依拠したものではありません。SDGsジャパンとしては、今後も、より良い方法で市民社会によるSDGs達成状況の評価や課題の洗い出し、政策提案に努めていきたいと考えています。

全体的な評価／ SDGs達成に向けた日本の政策と 実施メカニズムの現状と課題

現状1 実施指針策定プロセスを歓迎

政府による「SDGs実施指針」策定プロセスに関しては、マルチステークホルダープロセスが一定程度確保されたことを評価。ただし、広範な社会層及び地域の巻き込みが不十分であった。



提言1 社会参画の拡大を

地域をはじめ幅広い社会の参画を今後SDGsの認知度向上とともに、地域をはじめ、幅広い社会セクターの参画をさらに進めていくことが求められる。

現状2 2030年へのビジョンの具体性の欠如

2030年のあるべき姿＝ビジョンの明確化が不十分であることから、現状とのギャップ分析がなされておらず、結果としてギャップを埋めるための現行政策の見直しを含め、必要な政策総動員がなされていないこと、また、施策実施において「誰一人取り残さない」「三分野統合」等の原則を担保しうる仕組みがないことが課題。



提言2 「SDGs2030日本ビジョン」の策定を

市民社会を含む幅広いステークホルダーの参画の上、「2030年ビジョン」を策定することが必要。主要な国家戦略とSDGsを融合させ、必要な施策・予算を確保して実質的なSDGs主流化を図ると同時に、よりSDGsの包摂性・統合性を確保しうる施策展開を行うことが必要。

現状3 司令塔の機能が不十分

政府内部に司令塔としての「SDGs推進本部」が設置されたことを歓迎。一方で、上記政策動員や予算確保などに向けて、明確な政治的意思が十分に発揮されているとはいえない。



提言3 推進本部の機能拡充と「SDGs予算」の設置を

透明で能力の高い参加型意思決定機構・行政機構の構築をうたう「ゴール16」に則り、推進本部の明確な政治的意思とリーダーシップの更なる発揮と、実効的な省庁間連携の枠組み、政府と地方自治体の連携の枠組み、実質的な「SDGs予算」の設置が必要。

上記評価・提言については、添付資料1「全体的な評価」の要旨をまとめたもの。

各分野に関する評価

- 以下は、SDGsジャパンに参加するNGO・NPOより、
それぞれの活動分野について、市民社会として当該分野において
- ①SDGs達成に向けて最も取り組まなければならない現状の課題はなにか、
 - ②SDGs実施指針及び具体的施策に対する評価、
 - ③今後の提言、について記述したものです。

各分野に関する評価 目次

01. 国内貧困・格差分野	04
02. 開発・国際協力分野	06
03. 保健医療分野	07
04. 教育分野	08
05. ジェンダー分野	10
06. 障害分野	11
07. 地方創生・地域課題分野	13
08. 防災・減災分野	15
09. 社会的責任分野	17
10. 環境分野	19
11. ユース	21
添付資料1 全体的な評価／SDGs達成に向けた日本の政策と実施メカニズムの現状と課題	22
添付資料2 ユース：各分野別への提言	24

1

国内貧困・格差分野

執筆者

大西 連

認定NPO法人

自立生活サポートセンター・もやい理事長



1) 日本もしくは世界の現状

(SDGs達成に向けて最優先と思われる課題)

- * 日本の相対的貧困率は16.1% (2012年厚労省国民生活基礎調査)で、2012年時点でOECD32か国中26番目(下から6番目)である。
- * 日本の貧困ライン(上記調査)は2012年で122万円だが、1997年は149万円であり、15年間で27万円減少している。これは、等価可処分所得の中央値が15年間で298万円から244万円に減少していることを表し、日本社会全体の所得水準の低下を如実に示している。
- * 日本の二人以上の世帯の年間収入のジニ係数(総務省全国消費実態調査)は0.271(1979年)から0.314(2014年)に上昇しており、格差も拡大していると言える。
- * 2010年「ナショナルミニマム研究会」厚労省作成資料の推計によれば、日本の生活保護制度の捕捉率(利用要件を満たしている世帯のなかで利用している世帯の割合)は、15.3%(所得のみ)~32.1%(資産を考慮)と、極めて低く、脆弱な状態にある人たちを保護しきれていない現状がある。
- * 現在、日本では「子どもの貧困対策」の政策枠組みはあるものの、いわゆる「貧困対策」「格差是正」を主目的とした政策枠組み、政策目標がない。

2) SDGs実施指針・具体的施策の評価・課題

関連する実施指針優先課題

(People 人間 1 あらゆる人々の活躍の推進)

* 実施指針について

「2-(2)現状の評価」において、SDG1(貧困)の達成の評価が低いと明記されている以外に、本文に「貧困」「格差(もしくは不平等)」という言葉は出てこない。

もちろん、「3-(1)ビジョン」において、SDGs/2030アジェンダの原文を引用する形で「あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つこと。国内的・国際的な不平等と戦うこと…(中略)…以上を踏まえ、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことを、本実施指針のビジョンとする。」と明記されており、その点は評価したい。

* 付表について

「貧困」「格差」に対応するのは、「1 あらゆる人々の活躍の推進」の部分の「子供の貧困対策」のみとなっている(「女性の活躍」には「貧困」の記載はあるが、メインのテーマではない)。

日本国内の貧困対策においては、SDGs原文においてはターゲット1.2、1.3および1.bが大きな対象となるが、付表にはその言及がない。また、同様に格差(もしくは不平等)についてもターゲット10.1、10.4が対象となるがこれも付表中に言及がない(不平等に関しては実施指針においては記載があるものの付表には記載が一切ない)。

その背景には、既存の施策のなかに「貧困対策」「格差是正」を主目的とした施策がないことが挙げられる(一億総活躍は重なる部分はあるが必ずしも貧困対策や格差是正が目的ではない)。

3) 今後に向けた日本政府への提言

(特に実施指針の2019年の見直しに向けた具体的な提言)

* 全体について

日本には現状で、「子どもの貧困対策基本法」以外の、「貧困」「格差是正」に関する法的枠組み、政策目標が存在しない。SDGsのターゲット1.2、1.3、1.b、10.1、10.4に該当する現行政策(枠組み)がない以上、その達成のための政策枠組み、政策目標を策定すべきである。

もちろん、「一億総活躍」の文脈で包摂される政策も存在するが、SDGsの達成に向けた政治的・政策的イニシアチブが必要である。また、SDGs/2030アジェンダにおける数値目標の達成を最優先に検討すべきである。(具体例は後述)

また、上記プロセスにマルチステークホルダーの参加を保障するべきである。

* 実施指針についての具体的アウトプット

「貧困の撲滅」や「格差の是正に取り組む」などの言葉を明記する必要がある。

* 付表についての具体的アウトプット

≫ 1. あらゆる人々の活躍の推進の項目のなかに、(貧困・格差対策)の項目の追記。

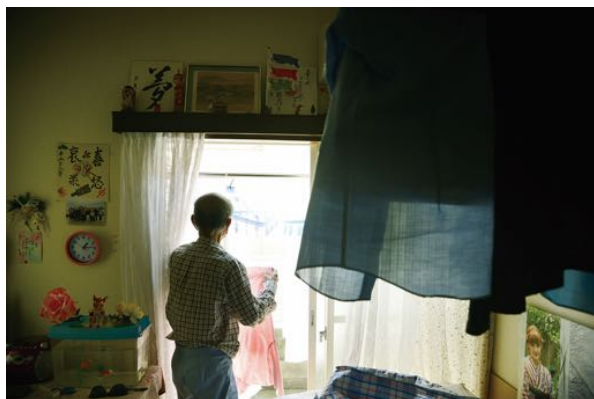
≫ 貧困率の半減の数値目標を盛り込む(ターゲット1.2)

≫ 生活保護の捕捉率(厚労省推計値は2~3割)の上昇を指標にし、数値目標を設定する。

所得下位40%の人々の所得成長率について数値目標を作る。(日本の場合は所得下位層に高齢者が多いため、勤労世帯等に絞り給与所得等を指標にすることも要検討)

≫ 給付型奨学金や低所得者向けの施策の整備により、低所得者層と一般世帯の進学率等の格差が出ないように、指標とする。(例:大学等への進学率は一般世帯が約70%に関わらず、生活保護世帯は約30%である)

≫ 日本国内の貧困・格差に関して、法的枠組み、施策枠組みの策定(ターゲット1.b)を早急に整備することを盛り込む。



「もやい」との相談の結果、野宿からアパートに入居した男性
©自立生活サポートセンター・もやい



もやいでの相談風景
©自立生活サポートセンター・もやい

2

開発・ 国際協力分野

執筆者

柴田哲子

特定非営利活動法人

ワールド・ビジョン・ジャパン

シニア・アドボカシー・アドバイザー、

チームリーダー



1) 日本および世界の現状と課題

(SDGs達成に向けて最優先と思われる課題)

- * 国家間および各国の国内において、格差と不平等が拡大し、貧困が増大している。
- * 紛争が複雑化・長期化しており、それに伴い難民・国内避難民数が増大している。
- * 各国政府の権威主義化が進み、市民社会の活動領域が縮小している。
- * 各国で排外主義や「自国第一主義」が力を増し、寛容さが失われ、暴力的過激主義が台頭している。

2) SDGs実施指針・具体的施策の評価・課題

関連する実施指針優先課題

(Partnership パートナーシップ) 8 SDGs実施推進の体制と手段

- * 現行の様々な日本の政策が、SDGsの原則やビジョンとの政策一貫性・整合性を保っていない(「武器輸出三原則」から「防衛装備移転三原則」への移行や、消極的な難民認定政策等)。
- * ODA政策や開発政策が、SDGsが目指す貧困削減・格差縮小や「誰一人取り残さない」社会づくりに具体的な形で結びついておらず、SDGs実現に向けた経路・方策が明瞭でない。
- * 開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標達成に向けたタイムテーブルが設定されていない(ターゲット17.2)。またODAだけでは著しく不足している、公的な開発資金創出のための革新的資金メカニズムの創設、とくに国際連帯税の実施が提起されていない(ターゲット17.3)。
- * 途上国からの不正な資金流出を防ぐためオフショア・タックスヘイブン対策の強化が提起されていない(ターゲット10.4、16.4、17.1)。



G7伊勢志摩サミットに向けたCivil G7対話(京都、2016年)

©SDGsジャパン 開発ユニット



TICAD VIサイドイベント「SDGsとアフリカ開発」
(ナイロビ、2016年)

©SDGsジャパン 開発ユニット

3) 今後に向けた日本政府への提言

(特に実施指針の2019年の見直しに向けた具体的な提言)

- * 「取り残された層」について、人権を守り説明責任を果たしつつ、現状を把握し「取り残さない」ための方策を当事者とともに立案・実施するための細分化されたデータの補足と計測、活用。
- * 様々な地域において「取り残された層」にリーチするための、現地NGOを含むNGOに向けた資金拠出や連携・協同プロジェクト実施の増大(現在のODA額の2%拠出からの増額)。
- * 「だれ一人取り残さない」開発には市民社会の自由な活動が必要との認識のもとに、援助国・被援助国における民主主義や自由権(ゴール16の課題)の確立、少数者・「取り残された」層への迫害や抑圧の停止や予防、社会的包摂の拡大を政策化すること。
- * ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)への支援を教訓に、貧困に直接アプローチし富の再分配を促進する社会保障制度の確立や、貧困層に対する「条件付き現金給付」や失業対策事業などを透明性ある参加型の形で実現できるデータ収集能力・政策立案能力・行政能力の向上の支援。
- * 開発資金関係(ODA、国際連帯税、オフショア・タックスヘイブン対策)の具体的政策提案。

保健医療分野

執筆者

西山美希

特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会
法人連携・普及啓発事業担当

3



1) 日本もしくは世界の現状

(SDGs 達成に向けて最優先と思われる課題)

- * 国内の少子高齢化と高齢者の健康寿命が改善しないことにより、国民皆保険制度も含めた社会保障制度の持続可能な運営が困難になることが予想される。
- * 途上国において適切な保健医療サービスを提供するための保健システムの脆弱さにより、感染症拡大を防ぐことができず、また、UHC実現の障害となっている。生活習慣の改善や予防が不十分であり、すべての途上国においての非感染性疾患(NCD)による死亡が増加している。NCDは世界全体で死亡原因の70%を占める(低所得国37%、高所得国88%)。(2017年1月WHOファクトシート死亡原因トップ10 <http://www.japan-who.or.jp/act/factsheet/310.pdf>)

3

保健医療分野

執筆者

西山美希

特定非営利活動法人シェア＝
国際保健協力市民の会
法人連携・普及啓発事業担当



2) SDGs 実施指針・具体的施策の評価・課題

関連する実施指針優先課題

(People 人間) 1 あらゆる人々の活躍の推進、2 健康・長寿の達成

- * 国内外ともに「医療:Medicine」に関する施策が中心で、予防・健康教育など「保健:Health」の視点が弱い。
- * SDGs目標3のターゲットに合わせた施策が国内でも必要。ターゲット3.4:若年層の精神保健や福祉の増進、ターゲット3.7:家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略計画の組み入れを含む、性と生殖に関する保健医療サービスの供給などが施策から漏れている。
- * 日本国内の移民が健康保険に入れずに保健医療サービスにアクセスできていない人もおり、誰一人取り残さないというところから漏れている。
- * 世界に向けた施策として「平和と健康のための基本方針に基づく支援の実施」「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョンの履行促進」というのが大きな枠組みになっており、様々な実施項目が含まれていると思われる。これらを今後もう少し具体的に明記していくことが必要。
- * アジア健康構想が、日本の民間介護事業者によるアジアでの事業展開が中心である。地域包括ケアシステムや介護に至るまでの予防が含まれておらず、誰一人取り残さないという視点が欠けている。

3) 今後に向けた日本政府への提言

(特に実施指針の2019年の見直しに向けた具体的な提言)

- * 日本国内での「高齢化」への対応のみならず「少子化」にどう対応し、そこに「保健:Health」をどう位置付けるかについても明示すべき。特に「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ」、「世代間の衡平」、「乳児、子ども、若者、女性、妊産婦、現役世代」の保健政策が必要。
- * UHC達成に向け、コミュニティレベルから国レベルまでの保健システム強化と予防も含めた保健医療サービス向上を具体的に明記すること。
- * 日本での移民へのUHC達成のために具体的な施策を入れること
- * 生活習慣改善と予防を中心とした非感染性疾患(NCD)対策を明記すること



東ティモールでの学校保健活動:手洗いを推進し感染症予防。
©(特活)シェア＝国際保健協力市民の会



在日外国人のための無料出張健康相談会:
看護師ボランティアによる血圧測定
©(特活)シェア＝国際保健協力市民の会

教育分野

執筆者

三宅隆史

教育協力NGOネットワーク

(JNNE)事務局長

特定非営利活動法人開発教育協会理事



1) 日本もしくは世界の現状

(SDGs達成に向けて最優先と思われる課題)

- * 国内課題: 外国にルーツを持つ子どもの学習権が保障されていない。外国にルーツを持つ子どもたちの母語・母国語教育、必要な日本語教育の支援を保障する必要がある。また日本にある朝鮮高校を含む外国人学校に対して学校教育法上の正規の「学校」と同等の法的地位を確保し、「高等学校授業料無償化」制度の適用対象とする必要がある。
- * 国際課題: 日本の政府開発援助額に占める基礎・中等教育分野の援助額の割合は1.9%であり、DAC諸国の平均5.5%と比べて約3分の1と少ない。教育分野の多国間援助機関であるGlobal Partnership for Education (GPE)への日本政府の拠出金についてもドナー国の中で17番目であり全体のわずか0.53%にすぎない。

2) SDGs実施指針・具体的施策の評価・課題

関連する実施指針優先課題

(People 人間) 1 あらゆる人々の活躍の推進

(Partnership パートナーシップ) 8 SDGs実施推進の体制と手段

- * 国内課題: 2020年から実施されるカリキュラム(学習指導要領)にSDGsが明記されたことを評価する。一方、1)に記した外国にルーツを持つ子どもの学習権保障についての言及が全くない。またターゲット4.7のグローバル指標は教育政策、カリキュラム、教員の教育、学習達成度評価におけるESDの主流化のレベルであるにもかかわらず、実施指針では、「ESDの実施状況」と、あいまいかつ国際比較が不可能な指標となっているのは問題。
- * 国際課題: 二国間援助におけるSDGsの主流化、教育協力の推進、女子教育の重視を明記したことを評価する。一方、1)に記した基礎・中等教育の援助額およびGPEへの拠出金の増額を言及していないことは問題。

3) 今後に向けた日本政府への提言

(特に実施指針の2019年の見直しに向けた具体的な提言)

- * 1)に記述した点を見直しの際には明記すべきである。



教員や地域の指導者向けにNPO主催のESD・GCEDの研修が行われている

©開発教育協会



パキスタンでの女子教育支援プロジェクト

©プラン・インターナショナル

5

ジェンダー分野

執筆者

石井澄江

公益財団法人ジョイセフ 理事長

織田由紀子

JAWW（日本女性監視機構）代表



1) 日本もしくは世界の現状

(SDGs達成に向けて最優先と思われる課題)

- * 法制度のジェンダーの課題: 民法では、女性の児童婚を認める結婚年齢(女性16歳、男性18歳)、女性のみ再婚禁止期間100日、夫婦同姓など、国際潮流に合わない規定が残っている。たとえば結婚時、96%は女性が改姓する(厚労省「婚姻に関する統計」)ため、多くの女性が仕事、アイデンティティ、氏の継承などの問題に直面する。刑法では、強姦罪の改正案は歓迎されるが、性交同意年齢が「13歳未満」と低いまま、また暴行・脅迫要件が緩和されていないなど課題が残る。
- * 経済の男女格差: 厚労省「平成28年賃金構造基本統計調査」によると、一般労働者の男女の平均賃金格差は27%で、OECD34カ国中での格差は韓国、エストニアに次ぎ3番目に大きい。
- * 女性国会議員の少なさ: 列国議会同盟によると、衆議院の女性比率は9.3%(世界平均23.4%)で193カ国中164位と低い。同連盟などが運営するthe Global Database of Quotas for Womenによると、100カ国以上が何らかのクォータ制を導入し、女性の増加や減少防止を図っている。

2) SDGs実施指針・具体的施策の評価・課題

関連する実施指針優先課題

(People 人間) 1 あらゆる人々の活躍の推進

(Prosperity 繁栄) 3

成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

- * 「ジェンダー視点の主流化」「ジェンダー統計の充実」が明記されたことは歓迎されるが、実施のための資金の担保がなく、具体的な施策が書かれていない。
- * 本文ではジェンダー平等の実現を掲げながらも、付表では2020年度末を目標にした第4次男女共同参画基本計画の達成にとどまっており、SDGs達成を目指した目標になっていない。ただし、同計画はSDGsに含まれなかった、性的指向などを理由に複合的に困難な状況に置かれた人への対応を含めており、それは率先して進めるべきである。
- * 付表に「希望出生率1.8」が記載されたが、出生率目標より出産を妨げる背景、つまり保育サービスの不備、若者の不安定な労働環境、貧困家庭への配慮などの施策を積極的に打ち出すべき。

3) 今後に向けた日本政府への提言

(特に実施指針の2019年の見直しに向けた具体的な提言)

- * 1) の法制度は国連女性差別撤廃委員会に何度も勧告されており、迅速な改正が必要。国際規約の遵守は政府が重視していることであり、勧告等の早期実現を実施指針に織り込む必要がある。
- * 1) の経済格差は、男女の昇進差の解消や女性の役員登用を一層進めるとともに、女性雇用者の過半数が非正規雇用であることから、同一価値労働同一賃金の実現が必要。特に出産後の女性や、シングルマザーが就業を継続しやすく、また、働きに見合う収入を得ることが重要である。さらに、有配偶者の場合、夫の家事・育児分担が先進諸国に比べて少ない

ため、男女の役割分担の見直し、長時間労働の是正に加え、保育サービスの充実などの環境整備が必要である。

- * 1)の長く女性の政治参画が進まない状況を鑑み、クォータ制導入を実施指針にも書き込むべき。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/konin16/dl/01.pdf>
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2016/index.html>
<https://data.oecd.org/earnwage/gender-wage-gap.htm#indicator-chart>
<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>
<http://www.quotaproject.org/atlas.pdf>



SDGs実施指針の策定を前に、内閣府、外務省の両審議官との対話フォーラム開催。
©SDGs市民社会ネットワーク/ジェンダー・ユニット

障害分野

執筆者

田丸敬一郎

特定非営利活動法人DPI日本会議
事務局長補佐



1) 日本もしくは世界の現状 (SDGs達成に向けて最優先と思われる課題)

- * 「世界人口の15パーセントが障害者であり、そのうちの80パーセントが開発途上国に居住しているとされており、障害者は貧困層の約2割を占めるといわれている。その背景の一つとして、障害者の就業率が50%以下に対し、障害のない者のそれは70%以上といわれており、たとえ就業しても障害のない者と比べ、賃金などの労働条件が悪いため、障害者の貧困率は、障害のない者のそれと比べ2倍近くになる。

(Policy Department A Economic and Scientific Policy, European Parliament)

6

障害分野

執筆者

田丸敬一郎

特定非営利活動法人DPI日本会議
事務局長補佐



* 日本政府は、一億総活躍社会の構築をめざしながら、国内外のもっとも脆弱な立場におかれた人々にも焦点をあてるための適切なデータ収集も行っておらず、具体的な政策ビジョンも不十分である。

国内法に障害のある女性等の複合的差別の解消を目指した条文が未だに設けられておらず、障害を理由とし、権利の制限を含んでいる法制度が多数存在している。

* (補足)障害を理由とした権利制限を含む法制度が多数残されておりかつ増加していることについて:2016年時点で障害者にかかわる欠格条項のある法令の実数は506。このうち成年後見制度と連動する欠格条項が2002年145、2009年193、2016年211と大幅増加している。

全法令調査データ(障害者欠格条項をなくす会調べ)「法令データ提供システム(総務省)」等を使用。

<http://www.dpi-japan.org/friend/restrict/shiryo/data/index.html>

2)SDGs実施指針・具体的施策の評価・課題

関連する実施指針優先課題

(People 人間) 1 あらゆる人々の活躍の推進

(Partnership パートナーシップ) 8 SDGs実施推進の体制と手段

* 付表において、SDGsにかかる障害者施策として「第三次障害者基本計画」が言及されているが、同計画では、障害者権利条約で求められるような、「他の者との平等」を実現することを目的とした数値目標が示されておらず、客観的に比較しうる(障害種別・性別・年齢等を含む)統計データが収集されていない。

* 包摂性「誰一人取り残さない」という課題への取り組みが、実施手段として掲げられているが、どのようなメカニズムで取り残されてしまう人々が存在するかについての認識がなく、障害者等のマイノリティグループの中の、特に女性や子供が、個別の差別と虐待や性差別の二重でかつ複合的な差別にさらされていることの問題を踏まえられていない。



アフリカ障害者リーダーの自立生活研習
© DPI日本会議



セミナー「当事者による国際協力活動」の開催
© DPI日本会議

3) 今後に向けた日本政府への提言

(特に実施指針の2019年の見直しに向けた具体的な提言)

- * 実施指針は2019年に見直しが行われるが、障害者基本計画の策定の段階から、障害者権利条約、インチョン戦略、SDGs等国际的な枠組みを意識したものである必要があり、その計画を基に、2019年の見直しを行う必要がある。また、上記に合わせて、障害者基本法、バリアフリー法等の見直しに際しても、SDGs達成に向けた内容を含む必要がある。
- * また、KPI(重要業績指標)として具体的な指標を導入する際には、複合差別の解消、もっとも脆弱な立場におかれた人々の現状の打開や状況の向上の「見える化」を含む、信頼度の高い統計データが必要となる。
- * その実施においては、縦割をこえる推進体制を構築し、障害女性等の複合差別の解消を関係法律条文にも記述し、法制度における差別を除去し格差是正と平等に取り組むこと。また、その際には、その計画の立案・実施・評価の各ステージに、当事者の参加が不可欠であることを明記すべきである。

地方創生・ 地域課題分野

執筆者

新田英理子

特定非営利活動法人日本NPOセンター
SDGs事業プロデューサー
一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク
地方連携アドバイザー

1) 日本もしくは世界の現状

(SDGs達成に向けて最優先と思われる課題)

- * 日本の地域全体の課題(地方も都市も)は、コミュニティの持続不可能性である。都市化によるコミュニティの断絶、地方における少子高齢化に伴う人口減少等は、実際数字上のみならず、多くの地方と都市の市民の生活に大きな影響を与え始めている。



7

地方創生・地域課題分野

執筆者

新田英理子

特定非営利活動法人日本NPOセンター
SDGs事業プロデューサー
一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク
地方連携アドバイザー



2)SDGs実施指針・具体的施策の評価・課題

関連する実施指針優先課題

(Prosperity 繁栄) 3

成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

*【実施指針本文への評価】

上記日本の現状に対し、「2. 現状分析(2)現状の評価」において「今後高齢化社会という現実と直面する中」という文言があるが、すでに高齢化社会は到来している。また、日本は将来人口の減少が予測されているが、現状のままでは、東京への人口集中はますます進むというデータもある。

*【実施指針付表への評価】

各関係省庁が明記され、具体的な施策が明記され、東京一極集中の是正、地域の特性に即した課題解決を進めることが明記されたこと、中山間地域、農山漁村への利益還元、地域活性化、持続可能性向上などの施策が盛り込まれたことは評価できる。しかしながら、地方自治体総体との具体的な連携は出来ておらず、特に地方の持続可能性への寄与について議論の余地がある施策(経済連携交渉・投資協定の締結、国土強靱化など)も含まれており、SDGsの原則に照らした地域レベルのより丁寧な議論が必要である。

3)今後に向けた日本政府への提言

(特に実施指針の2019年の見直しに向けた具体的な提言)

* 実施指針は2019年に見直しが行われるが、各自治体の施策に反映されるためには、2019年のビジョンを国が今示す必要がある。そのことにより、現在の施策への反映にとどまらず、自治体の組織再編や今後の計画策定にも影響を及ぼすことができる。早急にSDGs実施指針を日本政府の上位政策として明確かつ横断的に位置づけることで、各自治体の施策にも取り入れられるようにすることを期待する。



市民参加条例の改定とともに、SDGsについて、マルチステークホルダーで勉強会を実施(岡山県岡山市)
©(特活)岡山NPOセンター



持続可能な地域づくりのため、地域住民自らが観光資源として作った水車
(愛媛県内子町石畳地区)
©SDGsジャパン 地域ユニット

防災・減災 分野

執筆者

大橋正明

防災・減災日本CSOネットワーク
共同代表



1) 日本もしくは世界の現状 (SDGs達成に向けて最優先と思われる課題)

- * 2011年の東日本大震災、2015年のネパール地震、2016年の熊本地震など、日本および世界各地で災害が多発している。2016年の統計によると災害による影響を受けた人数は4億人を超え、気候変動の影響により世界中で災害脆弱性・経済的損失の増加が懸念されている。人口の増加、社会・経済のグローバル化、気候変動などが今後さらに進むと予想される中、災害への対応の強化は国際社会全体にとって、喫緊の課題である。災害の発生を完全に防ぐことができない以上、いかにその被害を軽減するかが重要であり、様々なセクターが協力して防災・減災を推進する必要がある。
- * 2015年3月に開催された第3回国連防災世界会議において、「仙台防災枠組2015-2030」が策定された。同枠組の実施は政府のみならず、地方公共団体、市民社会、企業など、さまざまな人々・団体が協力して取り組む必要がある。SDGsも同枠組に言及する形で、「あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う」(ターゲット11.b)としている。

8

防災・減災分野

執筆者

大橋正明

防災・減災日本CSOネットワーク

共同代表



2)SDGs実施指針・具体的施策の評価・課題

(Prosperity 繁栄) 4

持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

* 国土強靱化や社会資本整備重点計画、住生活基本計画(全国計画)の推進、東日本大震災からの復興が取り上げられており、特にインフラ整備による持続可能な都市・住居の構築が目指されているように見受けられる。しかし、防災対策はハード面だけではなく、それぞれの地域の実情に即した災害に対するレジリエンス(耐性・再生力)の構築が必要である。そのためには、市民参加や合意形成を尊重し、多様な地域の実情に十分配慮したインフラ整備を進めること、そして、風土や文化、暮らしなどの地域のアイデンティティを活かした進め方が必要不可欠である。

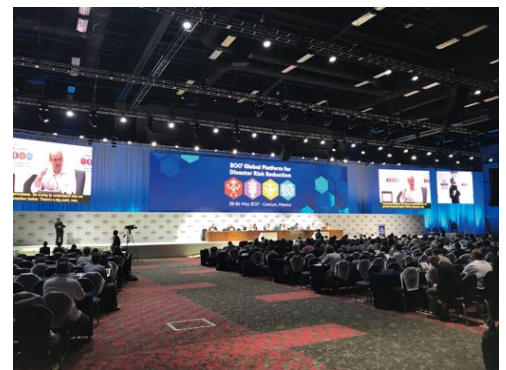
3)今後に向けた日本政府への提言

(特に実施指針の2019年の見直しに向けた具体的な提言)

- * 防災・減災に関わる多様なステークホルダーとの意見交換を実施し、その結果を踏まえた具体的な実施指針の策定が必要だと考える。また、その指針の実施進捗は常に把握し、目標設定や仮説を検証しながら進める体制が必要と考える。
- * 「仙台防災枠組」において、災害の対象にそれまでの自然災害に加えて人為的災害が加わったことや、世界中で400基を超える原子力発電所が増加中であることを踏まえ、福島で起きた原発災害の経験を防災・減災のために積極的に世界的に共有することは日本政府の責務である。



防災イノベーターズフォーラム2017の様子(仙台で開催)
© 防災・減災日本CSOネットワーク



国連会議「防災グローバル・プラットフォーム」の様子
(メキシコで開催)
©防災・減災日本市民社会ネットワーク

社会的責任分野

執筆者

黒田かをり

一般財団法人CSOネットワーク



1) 日本もしくは世界の現状

(SDGs達成に向けて最優先と思われる課題)

* ビジネスと人権:

「国連ビジネスと人権に関する指導原則」の国別行動計画策定の各国状況は、策定済みの国が2017年4月10日時点で、米国、オランダ、英国など13か国、策定中または策定表明国は、日本を含め22か国。国家人権委員会等が国別行動計画策定に向けて動いている国は8カ国。

* 持続可能な公共調達:

- ▶▶ 日本には、グリーン購入法、障害者優遇調達推進法、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針があるが、持続可能な調達という包括的な政策枠組みはまだない。
- ▶▶ 2014年2月に、欧州理事会と欧州議会により公共調達を簡素化し、よりフレキシブルにするためにEU公共調達指令が採択された。
- ▶▶ ISO(国際標準化機構)が2017年春に発行予定の「持続可能な調達のガイダンス文書」は、民間調達と政府・公共調達の両方が対象になる。
- ▶▶ 英国の「英国現代度奴隷法」は、現在、企業の取り組みを更に強化するために法律改正の手続きが行われており、その中で公共調達に関する報告要件の適用も議論されている。

9

社会的責任分野

執筆者

黒田かをり

一般財団法人CSOネットワーク



2)SDGs実施指針・具体的施策の評価・課題

関連する実施指針優先課題

(People 人間) 1 あらゆる人々の活躍の推進、2 健康・長寿の達成 (Prosperity 繁栄) 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション (Planet 地球) 5 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会 (Partnership パートナーシップ) 8 SDGs実施推進の体制と手段

* マルチステークホルダー・パートナーシップが記載された。

本文に「ビジネスと人権」が言及され、付表に「ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定」が記載され、その進捗状況が指標に盛り込まれた。

* グリーン購入の促進、食品ロス削減・食品リサイクルの促進、消費者教育における消費者市民社会の理念等の普及並びに倫理的消費の普及啓発が記載された。

* ESG投資促進が本文に言及され、付表に盛り込まれた。

* SDGsの重要な要素である「格差の是正」についての施策が、殆ど位置づけられていない。昨今では、ESG投資の文脈(責任投資原則など)でも経済的不平等が議論の対象となっている。

3)今後に向けた日本政府への提言

(特に実施指針の2019年の見直しに向けた具体的な提言)

* ビジネスと人権の指導原則に関する国別行動計画の策定においては、市民社会を含むステークホルダーの参画が重要視されており、他の施策実施やレビューにあたっては、実施指針見直しを見据えた実質的なステークホルダー・エンゲージメントを行ってほしい。

* 「持続可能な公共調達」の推進・導入は国際的な潮流であり、政府の責任であるとともに、SDGsの国内実施を促進する重要な政策手段であるので、是非、実施指針に盛り込むべきである。



ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォーム]主催の勉強会
©CSOネットワーク



調査報告書
「SDGs時代における持続可能な公共調達」
©CSOネットワーク

環境分野

執筆者

星野智子

環境パートナーシップ会議 (EPC)

足立治郎

「環境・持続社会」研究センター (JACES)

10



1) 日本もしくは世界の現状

(SDGs達成に向けて最優先と思われる課題)

- * 世界中の人が平均的日本人と同じように生活すると、2.3個の地球が必要になる。
(WWF エコロジカル・フットプリント・レポート 日本 2012
http://www.wwf.or.jp/activities/lib/lpr/WWF_EFJ_2012j.pdf)
- * 世界全体の温室効果ガス/二酸化炭素排出量が増加し、2013年の世界の二酸化炭素排出量のうち日本は第5位にあたる1,234百万トンを排出している。日本を含む各国の緩和策・適応策強化が必要。
http://www.jccca.org/chart/chart03_01.html
- * 内閣府の調査によると「生物多様性」という言葉の認知度は平成24年の55.7%から平成26年には46.7%まで低下している。
<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-kankyoku/2-3.html>

10

環境分野

執筆者

星野智子

環境パートナーシップ会議(EPC)

足立治郎

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)



2)SDGs実施指針・具体的施策の評価・課題

(Planet 地球) 5 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会

(Planet 地球) 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

- * 公害経験の教訓やそれによる環境技術の発展など、日本特有の経験について発信することの重要性が明記されていない。
- * 健全な地球環境、生態系が維持されていることが人間社会の基盤であるが、具体的施策では分野ごとに別れた施策によってその認識が希薄になっている。
- * 個別に提示している施策を実施することによるゴール/ターゲット達成に向けた効果・道筋の具体性が乏しい。

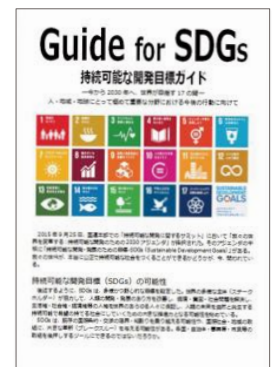
3)今後に向けた日本政府への提言

(特に実施指針の2019年の見直しに向けた具体的な提言)

- * パリ協定や愛知目標など環境関連制度も踏まえ、環境政策も含んだ統合的な社会基盤整備に自治体が積極的に取り組むことができるような施策推進と予算措置を行う。
- * 自然環境や自然・文化の多様性を活用した生態系保護や、自然資本、文化資本に関するパートナーシップによる取組みを促進するような政策を立案する。
- * 途上国の持続可能な発展・日本の地方創生と国内外の環境対策をともに成り立たせるためには日本企業/事業者の環境・社会的に適正な商品/サービス/技術の開発/普及も必要。また、SDGsに注目している企業/事業者も増加してきており、2017年度の税制改正/予算・規制措置にSDGs達成に向けた施策(国内施策および途上国支援策)を組み込み、具体的施策(付表)を、2019年度を待たずに公表し、企業/事業者の取組にインセンティブを与えるべき。
- * 「誰一人取り残さない」「持続可能性」「普遍性、包摂性、参画型」等を掲げるSDGs達成のためには、国民レベルでのSDGsを組み込んだ環境教育の強化も不可欠である。



SDGs浸透と達成の為のセミナー開催
(2017年3月)
©JACSES



持続可能な開発目標ガイド
「Guide for SDGs」作成
©JACSES

1)日本もしくは世界の現状

(SDGs達成に向けて最優先と思われる課題)

* 「若者」という社会的集団(constituency)においては、活動資金の不足や、若者をステークホルダーとして認識する制度・仕組みの不整備などにより、若者の意見集約は若者自身の自発的な貢献にのみよって行われており、かつそれでもなおその成果は指針案などになかなか反映されていない。政府は、若者を独自のニーズとビジョンをもつ個別のステークホルダーとして認識かつ支援し、そのコンサルテーションに特別の努力と、自律している若者の調整メカニズムとの協働を推進することが必要である。

2)SDGs実施指針・具体的施策の評価・課題

(Partnership パートナースhip) 8 SDGs実施推進の体制と手段

- * データ分析の細分化(disaggregation of data analysis)の積極化、特に年齢別データの収集の強化は重要である。これは「誰も取り残さない」(No One is Left Behind)という SDGs の原則からも、取り残されている層を特定するためにも、必要不可欠である。
- * 統計においては付表ごとの達成度あいに合わせて、横断的な議論が必要になってくること、またSDGsの体系的な仕組みを取り入れるために、横断的なプラットフォームとして場を設けるべき。

3)今後に向けた日本政府への提言

(特に実施指針の2019年の見直しに向けた具体的な提言)

- * 円卓会議における子ども、若者の代表者がゼロであったのは、社会集団の代表性を担保する上で、極めて遺憾である。フォローアップのプロセスにおいて、周縁化された立場にあるグループが十分に参画できるよう保障すること。
- * 付表に関する議論が、各省庁の政策のマッピング、政策の整理になってしまっているだけで、それぞれの分野別課題に向けた横断的な議論の連結が見えていない。環境省、ESDに関するステークホルダー会議のように、それぞれの課題に分野横断のステークホルダー参画のアプローチが必要である。

各分野に対するユースからの意見は、添付資料2「ユース:各分野別への提言」を参照。

ユース

執筆者

小池宏隆

Japan Youth Platform
for Sustainability代表理事

外池英彬

Japan Youth Platform
for Sustainability政策局統括



『国連海洋会議と私たちができること。ユースの海洋、環境、生物多様性の視点から』のワークショップでの一幕
© JYPS



『持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた超学際研究とマルチステークホルダー協働の推進』登壇
© JYPS

全体的な評価／ SDGs達成に向けた日本の政策と実施メカニズムの現状と課題

1)SDGsに対するオーナーシップの創出

【マルチステークホルダープロセス】

実施指針の策定プロセスにおいては、「SDGs円卓会議」が設置され、市民社会を含む様々なステークホルダーが参加するプロセスがとられました。また、期間は短かったものの、パブリックコメントも実施され、広く一般市民からの意見を吸い上げることも実施されました。こうしたマルチステークホルダープロセスがとられたことを、市民社会としては非常に高く評価しています。政府側で実施指針策定の実質的なとりまとめに尽力された外務省を中心に、市民社会からの意見を積極的に取り入れようという姿勢が政府側にあり、実際にそうした姿勢が策定プロセスに反映された形となりました。また、最終的には指針本文にSDGs推進円卓会議の設置が明記され、マルチステークホルダープロセスが公式に位置づけられたことも評価できます。

一方で、課題も見られます。マルチステークホルダープロセスがとられたものの、実施指針の策定は発表から半年と非常に短い期間であり、市民社会が当初から主張してきた、①日本及び世界の持続不可能性がどこにあるのかの現状分析(ギャップ分析)、②SDGsと既存の国家戦略・政策との整合性の洗い出し、③ギャップを埋めるための整合性の確保と新たな政策・施策の導入、などは十分に議論されたとはいえません。また、SDGs円卓会議において子ども・若者の代表者がゼロであったこと、地方からの参加者がなかったことなど、社会の包摂性・あらゆる地域や社会集団の参画の確保に向けた見直しが必要と言えます。

さらに、日本において政策決定にかかわる主要アクターである経済団体(経団連等)、組合、自治体等のSDGsへの認識はまだスタートラインに立ったところであり、一般市民へのSDGsの浸透はまだまだ弱く、国会の関与も十分にはまだなされていません。市民社会も引き続き主要アクターへのSDGs浸透に尽力を続けますが、日本社会におけるSDGs達成へのオーナーシップの創出はさらに加速していく必要があります。

2)SDGsの国家制度等への取り込み

【ビジョンの不明確さ】

「SDGs実施指針」は、2030年のあるべき社会ビジョンを明確に示したものになっているのか(ビジョンの明確化)、そのビジョンを達成するために現状の問題点、障壁が明らかにされたか(問題の分析と洗い出し)、明らかになった課題の克服(=変革)に向けた政策動員がなされているか(戦略化と施策実施)の三点がとて重要になると考えます。

残念ながら、ビジョンは2030アジェンダに沿ったものではあるものの、現在の社会・経済構造とは異なる、目指すべき持続可能な社会像が明確に示されたというわけではありませんし、取り残されている層への明確な意識が出されたわけでもありません。

物質的には成熟したと言える日本ですが、貧困は現として存在し、地域の少子高齢化、過疎化、生物多様性の消失、格差などの持続不可能性を多く抱えています。一方で、課題解決策として示されているのは、従来通りの経済発展であり経済優先の考え方となっています。むしろSDGsで示された貧困・格差の解消、持続可能性の確保こそが必要であり、政府は様々なアクターとともに、それに向けた明確なビジョンを策定すべきでしょう。

ビジョンの不明確さの結果として、現状の問題点の分析や指摘が不明確かつ弱くなっています。例えば、アジェンダ2030にて謳われている「政治参加、雇用、リーダーシップ、意思決定における男性と同等の機会」は、すべて日本では深刻な状況にあります。そうした課題については明確に触れていません。現行の実施指針では、社会経済構造を根本的に問うことなく、すでに問題として目に見えているいくつか個別の課題に対しての取り組みを進めていきましょう、という形になっています。将来あるべき姿から現状を検証し、変革のための施策を打っていく「アウトサイド・イン」の考え方ではなく、すでにある取り組みを進める「インサイド・アウト」の考え方にとどまっています。結果として、実施指針の付表としてまとめられた「具体的施策」は、既存の政策でSDGsに寄与する可能性のあるものを単純に「寄せ集めた」対処施策集になってしまったことは大変残念だといわざるを得ません。

もちろん、インサイド・アウト=既存の施策をしっかりと積み上げ方式でやっていくこともとても重要です。しかし、総理を本部長とする省庁横断的な枠組みが現に存在するにも関わらず、明確な政治的意志を持って持続可能性を達成しようとするアウトサイド・インの政策展開が存在しないままでは、社会の変革はとて難しく、国際的にも国内的にもリーダーシップ発揮

執筆者

大野容子

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー・スペシャリスト

の機会喪失となります。2019年に予定されている実施指針見直しのタイミングに向けて(それより早い見直しがより望ましいものの)、市民社会としては草の根における取り組みを進めると同時に、政府の包括的かつ省庁横断的なアウトサイド・インによる取り組みが進むよう、働きかけていきたいと思えます。

【政策統合】

SDGsが達成されるには、あらゆる国家計画、戦略、政策、あるいは国際的な貿易政策等と、SDGsとに整合性を持たせていく作業が不可欠になります。しかしながら、SDGsは、それら国家政策を補完するものとして付随的に扱われているのが現状であり、日本再興戦略や骨太の方針等、日本の中心的な国家政策やその他さまざまな政策をオーバーアーチするものとして捉えられていません。実施指針では「SDGsの主流化」が明記されているものの、それを具現化する取り組み、それを担保する予算措置などが十分にとられていないのが現状です。

【実施原則の担保】

実施指針本文には、市民社会の働きかけもあり、「実施のための主要原則(普遍性、包摂性、参画型、統合性、透明性と説明責任)」が明確に記述されました。さらに、個別分野ではなく、すべての分野に横断的に関わるイシューとして、「人権」や「ジェンダー」が明記されたことも高く評価します。

しかしながら、今後改善や修正が求められる点もあります。既に述べた通り、具体的施策が既存の施策の寄せ集めになっており、省庁間の連携が担保される仕組みが必ずしも明確ではないため、三分野を統合的に取り扱うことが難しくなっています。例えば経済に関する施策が、経済関連の目標にはプラスに働いても、環境や人権の側面でマイナスを生じさせるようなことがある場合、それらを統合的に俯瞰、モニタリングしていく方策が現在のところ存在しません。また、「誰一人取り残さない」というSDGsの根本ビジョンに対しても、原則としての「包摂性」は謳われているものの、それを具体的に達成していくためには最も取り残された社会層に焦点を当て、その集団における進捗や達成度を測ることが不可欠です。さらに、「実施のための主要原則」の実現を点検・考慮することが本文に明記されていますが、上記原則および各施策においても、透明性のある、包括的かつ参加型の方法でモニタリング、評価そして報告するための枠組みを省庁横断的に早急に設置することが求められています。

3) 制度メカニズム

【SDGs推進体制】

日本政府による「SDGs実施指針」は、総理を本部長とし、全閣僚が参加するハイレベルの「SDGs推進本部」にて策定されたものです。SDGsはあらゆる分野にまたがる目標であり、省庁横断的な取り組みが不可欠なことから考えると、総理と全閣僚が参加するトップレベルの枠組みが作られたことは、市民社会の要望でもあり、高く評価できると考えます。

また、実施指針策定においては、省庁間連絡会議が設置され、すべての省庁が参画して進められたことも評価に値します。少なくとも、SDGsは国内目標でもあり、単に「国際的なもの」として終わらせることを避けることはできました。「開発目標」という名称ではあるものの、SDGsは日本を含む先進国も達成しなくてはならない目標であり、自分たちの社会を持続可能にするための「将来ビジョン」であることを、ここでもう一度確認しておく必要があります。

しかしながら、省庁内・省庁間での参画・調整のプロセスが明確ではなく、今後はSDGs達成に向けた取組において省庁内・省庁間の温度差をいかに埋めていくのが鍵となると思われます。特に、国内の持続不可能性とその克服という観点からの省庁の積極的な参加姿勢が必ずしも明確ではなかったことも、今後の課題といえます。

SDGsの「ゴール16」は、能力が高く、説明責任のある透明性の高い公共機関の形成、対応的・包摂的・参加型の意思決定プロセスの確保を明示しています。日本のSDGs推進メカニズムである「SDGs推進本部」は、ゴール16に則り、強い政治的意思と指導力のもと、参加型の意思決定、行政機構の連携強化と政策実現能力の向上、そして何よりも、SDGsの実現のための具体的な事業実施を可能にする実質的な「SDGs予算」の設置を行うことが必要です。

ユース:各分野別への提言

執筆者 ユースユニット

Japan Youth Platform for Sustainability
代表理事 小池広隆、政策局統括 外池英彬

ESD Youth Japan アドボカシー担当
中尾有里、松倉紗野香、大野さゆり、篠田真穂、Dennis Chia、高原麗奈、流尾正亮

Climate Youth Japan アドボカシー事業メンバー
津田啓生

生物多様性わかものネットワーク

代表 引地、
幹事 安藤、徳武、飯田

1) 日本もしくは世界の現状

(最優先と思われる課題)

<ユース全般>

A:「若者」という社会的集団(constituency)においては、活動資金の不足や、若者をステークホルダーとして認識する制度・仕組みの不整備などにより、若者の意見集約は若者自身の自発的な貢献のみよって行われており、かつそれでもなおその成果は指針案などになかなか反映されていません。政府は、若者を独自のニーズとビジョンをもつ個別のステークホルダーとして認識かつ支援し、そのコンサルテーションに特別の努力と、自律している若者の調整メカニズムとの協働を推進することが必要です。

B:データ分析の細分化(disaggregation of data analysis)の積極化、特に年齢別データの収集の強化は重要です。これは「誰も取り残さない」(No One is Left Behind)というSDGsの原則からも、取り残されている層を特定するためにも、必要不可欠です。とりわけ統計においては付表ごとの達成度あいに合わせて、横断的な議論が必要になってくること、またSDGsの体系的な仕組みを取り入れるために、横断的なプラットフォームとして場を設けるべき。さもなくば、結局既存の政策の整理に終わってしまいます。

<教育分野>

A:日本は高等教育における支出の私費負担割合がOECD諸国20か国中2位と大きい(2013年)。また、公的負担はOECD諸国33か国中32位と低い。

B:学級人数がOECD諸国の中でも上位であり、教員の多忙感がある。また、子どもを取り巻く経済的文化的環境は多様化し、ひとりひとりの学力やニーズも多様化している。

C:日本国内ではSDGsやESDの認知が教育現場において十分でなく、政策と活動間に距離がある

<気候変動分野>

A:パリ協定では気温上昇を2℃より十分低く1.5℃未満に抑えることが求められているが、現在の世界各国のNDC(国別貢献)を足し合わせても、2℃/1.5℃目標達成には不十分である。

B:日本の気候変動対策目標であるNDCは、国際的な研究機関であるClimate Action Trackerによると、最低評価であるinsufficientの評価である。

C:近年、機関投資家が投資基準として気候変動対策に注目する動きが広がる中、日本ではその取組みが十分ではない。

<生物多様性分野>

A:生物多様性に対する日本国民の認知度が低下しており、生活にまで浸透していない。

B:環境に良いと謳っているが、経済活動としての側面のみを優先したり、生物多様性に対して悪影響を与えたりする行為が増加している。

2) SDGs実施指針・具体的施策の評価・課題

<ユース全般>

A: データ分析の細分化(disaggregation of data analysis)の積極化、特に年齢別データの収集の強化は重要である。これは「誰も取り残さない」(No One is Left Behind)というSDGsの原則からも取り残されている層を特定するためにも、必要不可欠である。

B: 統計においては付表ごとの達成度あいに合わせて、横断的な議論が必要になってくること、またSDGsの体系的な仕組みを取り入れるために、横断的なプラットフォームとして場を設けるべき。

<教育分野>

A: 高等教育が高授業料かつ私費負担割合の大きい日本では低所得層への保証が十分にされていない。貸与型奨学金は家庭または本人へのローン負担となり、包括性の面から課題である。

B: 学校における学級人数の多さから、個々への教育の質が保証されにくい。

C: 持続可能な開発のための教育(ESD)を実施する団体や学校による活動をボトムアップに政策へ反映させ、サポートするための第三者機関や後ろ盾がなく、参画型の側面から課題である。

<気候変動分野>

A: 気候変動対策の推進には多様な施策があるが、その目的が2℃/1.5℃目標の達成であることが明示化されていない。

B: パリ協定では気温上昇を2℃より十分低く1.5℃未満に抑えることが求められているが、現在の世界各国のNDC(国別貢献)を足し合わせても、2℃/1.5℃目標達成には不十分である。

C: ESG投資といったビジネスの国際動向への言及がある点は評価できる。今後の国内での具体的施策を注視していく。

<生物多様性>

A: 生物多様性は衣食住全てに関わるが、国民(消費者)に関する施策が示されていない。(5.省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会には含まれているが、6には無い。生物多様性を国民の生活と切り離して考えられているように見受けられる。生産側だけの問題ではない。)

B: 再生可能エネルギーの促進に関し多く述べられているが、生物多様性に配慮した導入について保証されていない。(例:メガソーラーの導入は生物多様性の観点から見たときに、場所によっては甚大な悪影響を及ぼし得る。)

3) 今後に向けた日本政府への提言

(特に実施指針の2019年の見直しに向けた具体的な提言)

<ユース全般>

A: 円卓会議における子ども、若者の代表者がゼロであったのは、社会集団の代表性を担保する上で、極めて遺憾である。フォローアップのプロセスにおいて、周縁化された立場にあるグループが十分に参画できるよう保障すること。

B: 付表に関する議論が、各省庁の政策のマッピング、政策の整理になってしまっているだけで、それぞれの分野別課題に向けた横断的な議論の連結が見えていない。環境省、ESDに関するステークホルダー会議のように、それぞれの課題に分野横断のステークホルダー参画のアプローチが必要である。

<教育分野>

A: 高等教育への公的投資を増加させ、政府は高等教育にアクセスできる人を増やすべきである。

B: 政府は学級人数の定数を削減し、教員の負担軽減と個に応じた質の高い教育を保証すべき。

C: 政府は、ESDの要素を含んだ活動を実施する団体・学校の現状や要望を政策に反映させ、距離を近づけるための第三者機関を設置するべき。

<気候変動分野>

A: 国内の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画において、2℃/1.5℃目標への貢献を明記すべきである。その上で、具体的なNDC引き上げにより、目標達成に向けて世界をリードするべきである。

B: 想定されるエネルギーミックスによって実現可能な目標を積み上げ式に算定するのではなく、2℃/1.5℃目標の達成に必要な貢献から逆算した目標を掲げるべきである。

C: 投資基準に対する企業の取組みは、国の政策・制度に大きく左右されることを認識し、国際的な投資基準に対応した政策・制度等の整備を進めるべきである。

<生物多様性分野>

A: 生産に関する実施方針に加え、消費や観光など国民の生活に近い分野での生物多様性に対する配慮や、生態系の文化的サービスを活かした健康分野やまちづくり分野との連携等を促進する項目を増やすことで、持続可能な保全活動とさらなる生物多様性の主流化に繋がると考える(現在の学生の環境活動を見ても、生物多様性保全を掲げた活動は少ない(弊団体が実施したアンケートより)。そのため、早く浸透させるには他の分野との組み合わせることが重要である。

B: 環境保全を謳った活動が、経済的利益だけを先行しない様、生態系など自然環境を常に配慮しているかをチェックするセーフガードを定めることが必要だと考える。





ハイレベル政治フォーラムにおける日本市民社会によるレポート
SDGsに関する日本の現状と政策・実施メカニズムの在り方

発行日：2017年7月7日

発行：一般社団法人 SDGs市民社会ネットワーク(SDGsジャパン)

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル3F (特活)アフリカ日本協議会気付

電話：03-3834-6902, Fax:03-3834-6903 E-mail：info@sdgs-japan.net

URL： <http://www.sdgs-japan.net>

本書の著作権は、(一社)SDGs市民社会ネットワークに帰属します。本書の全部または一部を無断で複写、転載、引用、要約することは著作権上での例外を除き禁じられています。

本書の目的と免責事項：本書はSDGsに関する日本の状況について紹介・分析する報告書です。(一社)SDGs市民社会ネットワークは、正確かつ最新の情報を本書に掲載するよう努力しました。もし、誤りがあったり、補足すべき情報がある場合には、発行者にお知らせ頂ければ幸いです。